

## 報告事項

# がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための 指針の改正について

---

青森県がん・生活習慣病対策課

2025(令和7)年12月15日

# がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の改正について

## 1. 職域等がん検診情報の把握について (R7.7.1一部改正)

- 市町村は、当該市町村の区域内に居住地を有する者の**職域等がん検診の受診状況を把握し、職域等がん検診情報も踏まえた適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努めること。**
- 把握に当たっては電子的な方法を用いる等、市町村の実態に応じて、効率的な実施に努めること。**

⇒国ではマイナポータルの活用等を想定しているようだが、**具体的な方法の指示はなく、指針には把握する具体的な項目として、「質問用紙」**（右図。受診者自身が回答するアンケートのようなもの）が示されているのみ。

⇒各検診の受診率は、職域等がん検診の受診者を含む受診者数又は含まない受診者数の**それぞれについて算定すること**となっている。

### <参考>

国では、**自治体検診DX**として、健康増進法第19条の2に基づき**市町村が健康増進事業として実施する検診を対象に、PMHの仕組みを活用し、自治体検診のデジタル化によって検診事務の効率化を図ること**としている。**令和7年度～先行実証事業開始、令和11年度～全国展開予定。**

様式例 1				
胃がん検診質問用紙				
(氏名)	年	月	日	
(生年月日)	年	月	日	
(記入日)	年	月	日	
① 今年度又は昨年度（※）に胃部エックス線検査（バリウムによるレントゲン撮影）又は胃内視鏡検査（胃カメラ）を受けましたか（複数回答可）。				
1. 胃部エックス線検査（バリウムによるレントゲン撮影）を受けた 2. 胃内視鏡検査（胃カメラ）を受けた 3. どちらも受けていない 4. わからない				
(※) 年度とは、4月1日から翌年3月31日を指します。				
<①で検査を受けたと回答した方に対して> ② がん検診（※）として受診したものが含まれますか。				
1. はい 2. いいえ 3. わからない				
(※) 市区町村が実施した検診、勧め先又は健康保険組合等（家族の勧め先を含む）が実施した検診、その他の検診（人間ドック等）を指します。				
<②で1と回答した方に対して> ③ ②のがん検診は、いつ受けましたか（複数回答の方は、最後に受けたがん検診について回答してください）。				
1. 今年度 2. 昨年度				
(※) 年度とは、4月1日から翌年3月31日を指します。				

県では、引き続き国の動向を注視していく。

## がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の改正について

### 2. 咳痰細胞診による肺がん検診について

#### R7.10.10 第45回がん検診のあり方に関する検討会で了承された内容

- ・喀痰細胞診による肺がん検診について、**推奨する肺がん検診の項目から削除**するよう、指針を改正予定（**令和8年4月1日施行**（※）**を想定**）。  
※ 各自治体において施行日前に実施対象外としても差し支えない。
- ・喀痰がある者に対する受診の指導は重要であることから、**指針を改正し**、**がん予防健康教育のうち肺がんに関する事項**、**がん検診のうち肺がん検診の質問項目**に、**喀痰に関する記載を追加**する予定。

国の指針が改正された場合、県要綱の見直しを検討する。

参考

様式例 1

胃がん検診質問用紙

(氏名)

(生年月日) 年 月 日

(記入日) 年 月 日

- ① 今年度又は昨年度（※）に胃部エックス線検査（バリウムによるレントゲン撮影）又は胃内視鏡検査（胃カメラ）を受けましたか（複数回答可）。

1. 胃部エックス線検査（バリウムによるレントゲン撮影）を受けた
2. 胃内視鏡検査（胃カメラ）を受けた
3. どちらも受けていない
4. わからない

（※）年度とは、4月1日から翌年3月31日を指します。

<①で検査を受けたと回答した方に対して>

- ② がん検診（※）として受診したもののが含まれますか。

1. はい
2. いいえ
3. わからない

（※）市区町村が実施した検診、勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診、その他の検診（人間ドック等）を指します。

<②で1と回答した方に対して>

- ③ ②のがん検診は、いつ受けましたか（複数回受けた方は、最後に受けたがん検診について回答してください）。

1. 今年度
2. 昨年度

（※）年度とは、4月1日から翌年3月31日を指します。

## 論点② 咳痰細胞診について

### 現状

- 咳痰細胞診の標的となる肺門部扁平上皮がんは減少しており、喀痰細胞診単独で発見される数も40年前の1/10以下に減少していることが推察されるなど、胸部X線に喀痰細胞診を追加することで得られる効果が小さくなっている。
- 検診の対象者は基本無症状であり、喀痰症状のない無症状者で喀痰細胞診によって発見される肺がんの数は極めて少ないと考えられる。
- 咳痰がある者は有症状者であり、医療機関の受診が勧められる。咳嗽・喀痰の診療ガイドライン(※)において、喀痰診療の手順が示されており、問診や喀痰細胞診等を実施するとしている。

(※) 日本呼吸器学会「咳嗽・喀痰の診療ガイドライン2019」

### 方向性(案)

- 咳痰細胞診による肺がん検診について、指針において推奨する肺がん検診の項目から削除するよう、指針を改正してはどうか(令和8年4月1日施行(※)を想定)。※ 各自治体において施行日前に実施対象外としても差し支えない。
- 一方で、咳嗽・喀痰の診療ガイドラインにおいて、喀痰診療の手順が示されており、問診や細胞診検査等を実施している。喀痰がある者に対する受診の指導は重要であることから、指針を改正し、がん予防健康教育のうち肺がんに関する事項、がん検診のうち肺がん検診の質問項目に、以下のとおり喀痰に関する記載を追加してはどうか。

#### 第2 がん予防重点健康教育

##### 3 実施に当たっての留意事項

(3)肺がん予防健康教育を実施する場合は、肺がん検診の実施会場において同時に実施するなど、他の事業との連携や対象者の利便性に配慮する。**なお、喀痰が続く場合は、医療機関への早期受診等に関する指導を行うこと。**

#### 第3 がん検診

##### 4 肺がん検診 (3)検診項目及び各検診項目における留意点

###### ① 質問

質問に当たっては、喫煙歴、職歴、**喀痰**・血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。